

# 環境影響評価書案

—東京臨海高速鉄道（新木場・東京テレポート間）建設事業—

平成2年12月

東京臨海高速鉄道株式会社(仮称)発起人総代

# 第1章 総括

## 1-1 事業者

氏名：東京臨海高速鉄道株式会社（仮称）発起人総代

東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田丸の内三丁目5番1号

TEL (03) 212-5111 (代)

## 1-2 対象事業の名称

東京臨海高速鉄道（新木場・東京テレポート間）建設事業

## 1-3 対象事業の種類

鉄道の新設

## 1-4 対象事業の内容の概略

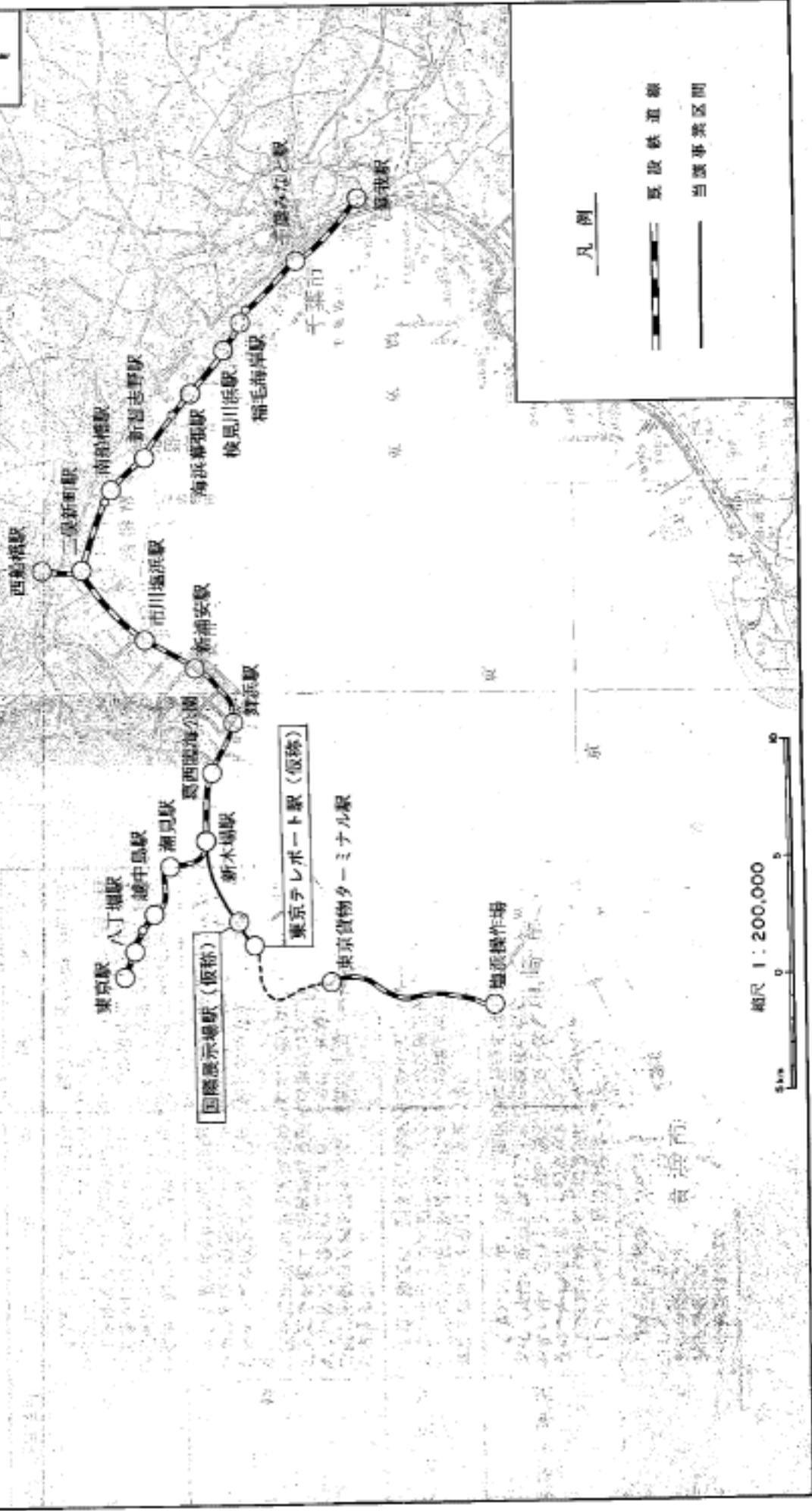
当該事業は、東京臨海高速鉄道線として、新木場・東京テレポートまでの延長約4.9kmの鉄道建設事業である。この間には、国際展示場駅、東京テレポート駅（いずれも仮称）の2駅を設置する。

事業計画の概要を表1-1に、全体基本計画図を図1-1に示す。

表1-1 事業計画の概要

区間	江東区新木場一丁目から江東区青海一丁目まで
延長	約4.9km（橋りょう及び高架橋区間2.5km、トンネル区間2.4km）
駅	駅：3駅〔新木場駅（既設駅の連絡）〕 〔国際展示場駅（仮称）〕 〔東京テレポート駅（仮称）〕
単・複線の別	複線
軌間	1,067mm
軌条	60kg/m
動力	電力（直流、1,500V架空式）
完成予定年度	平成5年度

図1-1 路線平面図



## 1-5 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の状況と当該事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況を調査し、対象事業の実施が及ぼす影響について予測・評価を行った。評価の結論については表1-2に示すとおりである。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音	<p>当該事業の供用時の鉄道騒音は、橋りょう及び高架橋のいずれの区間においても、74ボン以下である。</p> <p>在来鉄道線には基準等は定められていないが、仮に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」の環境基準に当てはめても同程度以下であり、さらに、必要に応じて防音対策を施し騒音の遮減を図るので、通常の生活に影響は少ないものと考える。</p>
振動	<p>当該事業の供用時の鉄道振動は、高架橋、複線開さく箱型トンネル及び単線並列シールドトンネルのいずれの区間においても55デシベル以下であり、人体に感じないと思われる程度である。</p> <p>在来線鉄道には基準等は定められていないが、仮に「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の勧告基準にあてはめても基準以下であり、さらに、必要に応じて防振対策を施し振動の遮減を図るので、通常の生活に影響は少ないものと考える。</p>
地盤沈下	工事の施工中、開さく工事区間においては、剛性や遮すい性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。従って周辺の施設物に影響を及ぼすような地下水位の低下に伴う地盤沈下はほとんど生じないと考える。
地形・地質	<p>工事の施工中、開さく工事区間においては、土地の安定性の変化（地盤の変形）及び地下水位の変化のほとんどない剛性や遮すい性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行うので影響は少ないものと考える。</p> <p>工事の完了後の地下構造物による周辺の地下水位の変化はほとんどないので、周辺の環境への影響はないものと考える。</p>
景観	当該事業の橋りょうが出現することにより地域景観に変化が生じる。しかし、当該地点は既に首都高速湾岸線が同程度の高さの空間に位置し、倉庫及び運輸流通施設等が立ち並んでいる都市景観に調和するものと考える。従って、周辺の景観の変化への影響は少ないものと考える。

図2-1 計画路線及び通過する区町丁名

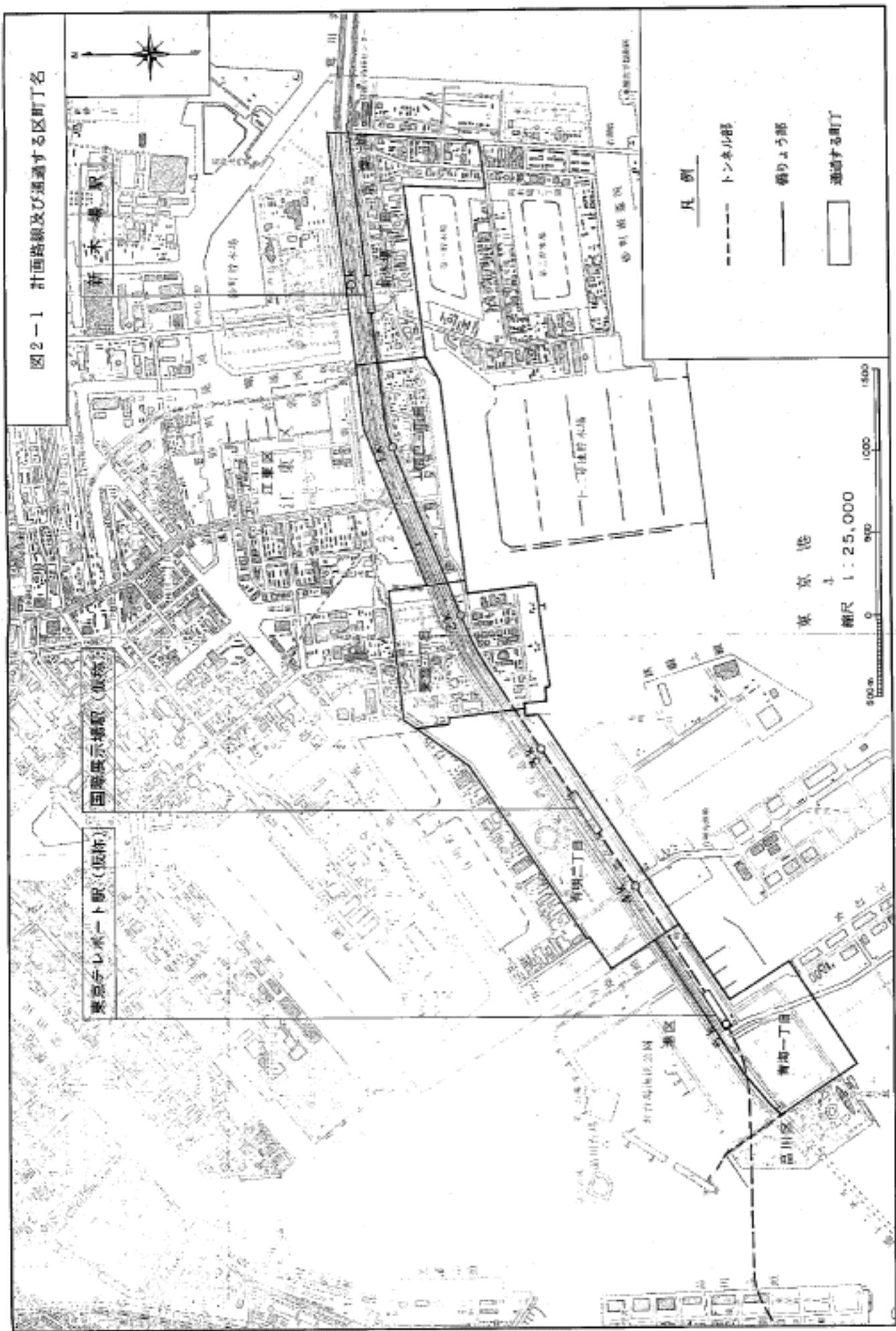


図2-2 対象事業の線路横断面図

